

近世初期の北野社と南光坊天海 — 松梅院と宮仕の座配争論を中心に —

中川 仁 喜

はじめに

北野社は京都市左京区馬喰町に鎮座する、菅原道真を祭神とした神社である。北野社・北野天神・天満大自在天神社等とも呼ばれ、太平洋戦争後は北野天満宮と称して現在に至る^①。明治の神仏分離まで天台宗の門跡寺院曼殊院が別当を務めており、本論当該時は良恕親王の代であった^②。さらに松梅院・勝徳院・妙藏院などの院家が祠堂と呼ばれる上級社僧として奉仕しており、中でも松梅院が中世より近世にかけて公文所・神事奉行などの社務の実権を掌握した。そして宮仕である光乗坊家・円観坊家など世襲の下級社僧が、直接神殿への奉仕や神供の儀を沙汰していた。中世の北野社では曼殊院門跡の直下に目代・政所・公文所が置かれ、公文所下に祠堂・社家で構成された一社組織（執行と執行経験者からなる宿老組織）、その下に一社外の社僧、更にその下に宮仕といった支配体制が形成されていた。そして宮仕と松梅院は中世末から近世にかけて衝突を繰り返しており、特に天正期から慶長期にかけて顕著である。この時期は門跡でさえ、北野社務は松梅院次第と認めるように、松梅院が北野社務を事実上掌握していた。しかしそれは門跡や宮仕の反発を招き、争論を頻発させる要因ともなる。

北野社争論に南光坊天海が介入した史料は、これまで確認はされていないものほとんど取り上げてこられなかった。近世初期の宮仕について詳細な研究は非常に少なく、天海と宮仕の関係を扱った研究も管見の限り殆ど無い^③。そこで本論では、史料紹介と問題提起を兼ねて、慶長十八

年（一六一三）と元和三年（一六一七）の北野社争論に対する天海の関与を整理してみたい。

一 慶長十八年の座配争論

争論の発端は『北野社家日記』^④（以下『日記』）慶長十七年（一六一二）十二月条に見られる松梅院への宮仕参礼であった。同月二十日条に「御座敷以後、宮仕礼二当坊へ参義民部二申也、竹門様当坊皆々同座敷にて御ふる舞」とあり、松梅院禅意が曼殊院良恕に対して、宮仕が松梅院へ礼に参上する義を進言した。良恕、禅意共に同じ座敷で振舞が催されている事は、当時の松梅院の立場を象徴していると共に、自己の権威を宮仕に示す強い意志が窺える。この件が公になるのは三日後である。

廿三日、天氣吉、

一、今日筑後^⑤・民部兩人来、先廿日二も申宮仕当坊へ礼二来義被申来候、此前法印禅昌時二六帖敷・八帖敷御三座敷御入候故、礼二成間敷、今度座敷なき事ニテ候間、法印禅昌御座候間へ宮仕上三人可入被申候ヲ例と申候故、去年礼二不参候ヲ、慶長十六年より竹門様へ申入、今日兩人来相被済申、当坊旧規ノことク二ハ竹門様者仰被出候へ共、筑後・民部あつかひ申、則しきぬ一ツへたて上六人座敷へ入、若年之宮仕共者しきぬ二ツへたて座敷へ可入由二相済申候、則民部・筑後兩人あつかひ状仕、当坊へ給也、兩人八嶋へ宮仕共よひ付候て申被渡候也、当坊へ以上三度兩人被参也、三度めには目代モ

参也、此やうすにて御座候へ共、又竹門様より宮仕二状仕と御申被
成故、あつかひやふれ申也、

(後略)

良恕から禅意へ、宮仕参礼についての問い合わせがあり、禅意は前松梅院禅昌の際は三座敷あつたが今は座敷が無い上、禅昌の時が先例にはならないとしている。また去年は参礼していないとして、旧規に敷居一つを隔てて宮仕上座六人が同座し、若年者が敷居二つを隔てる先例を示した。今回の参礼が禅意の意図によって進められていることがわかる。それに対して宮仕は、上座三人が松梅院と同座する事を望んだ。そのため禅意は良恕より旧規通りとの内諾を得ている。若干認識の違いは認められるものの、良恕は禅意の意向を宮仕に通達している。しかし宮仕はその意向に従わなかった。『日記』同月二十五日から二十六日条によれば、禅意は、曼殊院門跡の岡民部・加田筑後、そして宮仕等とともに所司代板倉勝重のもとに赴く事となつたが、これは良恕より勝重に対して宮仕が良恕の意向に従わないと申し出られたためである。ここでも「伊賀殿へ御意得候へは、先規・旧規之ことく可申付之由ニテ則竹門様へ当坊参、筑後二面以申、伊賀殿は先規・旧規之ことくと被仰候間、竹門様へ其由頼存候由申罷歸候」と、勝重より北野社法は別当たる曼殊院門跡次第であるとされた。そして宮仕が従わない場合はさらに札明を遂げる様申し渡されている。しかし、宮仕はあくまで松梅院との同座を求めた。『日記』同月晦日条にも、宮仕が良恕の命に背く事は勝重、ひいては幕命に背くことで曲事であると強調されている。そこに宮仕役者の能松が参上したので座配について問いただしたところ、能松は聞き分けたものの能閑が意に背いているという。慶長十八年の『日記』は三月九日までしか現存しないが、これから禅意と宮仕の關係が急速に悪化したのは間違いない。それが表面化するのと同年五月である。『本光国師日記』同年五月二十一日条に収められる、崇伝と板倉勝重に宛てた宮仕中の言上書に

よれば、

(前略)

一、今度松梅院と座はいの儀二付而、乍恐申上候、然者、松梅院へ宮仕中年頭、又者いつにても参候時者、宮仕上六人ハ、松梅院とおなじまにて御酒御座候を、此十ヶ年余已前二座を可隔之由、被申候而、礼を不被請候、然二其時ノ宮仕之一臈死去仕候、去々年之冬より、竹門様礼ニ参候への旨、被仰出候間、先規より如在来の作法ニ御座候者、随御意礼ニ可参之旨、申上候へハ、猶座を可隔と松梅院被申候間、さりとしてハ宮仕只今ノ年寄共存知来ル分さへ、松梅院三代宮仕の年寄共者同座申候旨、竹門様へ度々御理申上候へとも、不遂聞召、結句曲事之旨被仰候而、宮仕今ノ一臈を、從竹門様被成關官、家を被成關所候義者、余二なけかしき儀二候、兎角如有来被仰付候而被下候者、忝可奉存候事、

(中略)

とある。年頭の座配について松梅院にて宮仕六人が同座するところ、禅意が別座を要求し、本来同座で御酒を頂戴する両者が十ヶ年程座を隔ており、年頭の参礼もない。宮仕一臈の死去に伴う参礼にも、禅意が別座を要求した。宮仕年寄が知る限り、松梅院は三代に涉つて宮仕と同座している筈である。さらに参礼を命じた良恕までが宮仕の訴えを曲事として、一臈能閑を關官・關所の処分とした。この訴状は、続けて神殿において松梅院と宮仕は本来対等である事、清僧であつた松梅院や妙藏院が近年妻帯して過分な知行を取つている事、松梅院が自身隠居所のために神木を伐り堂社を破壊、用木を伐り売りしている等、松梅院の行状を挙げて縷々非難している。この様に、宮仕は駿府に向いて能閑の処分を撤回するよう求めている。

宮仕に続き、訴訟のため禅意も駿府に入った。『本光国師日記』同月二十五日条には「北野松梅院下、竹内御門跡五月十三日之状来、并證文

ノ写とやら「三通来」とあり、ここに両者が駿府で対決することとなる。もつとも、崇伝や板倉勝重は里村昌琢等からの情報を得て、この争論を事前に把握していた。⁶ そしてこの訴訟はすでに松梅院に有利であった。しかし宮仕に助力する動きもあり、決して単純なものではなかったようである。

さて、宮仕方より幕府に上げられた訴訟について下された裁許は次の通りであった。『駿府記』⁷ 慶長十八年六月十八日条に、

十八日、照高院上洛、北野松梅院并宮仕座論、松梅院可有下知旨被仰、宮仕能閑改易云々、仰曰、竹内曼殊院御門跡、北野寺務万事可為仕置之旨被仰出云々、

とあり、『本光国師日記』慶長十八年六月十九日条にも「松梅院・宮仕於御前被 聞召、寺務竹門次第と被 仰出候」とあるように、結局別当曼殊院門跡次第とされた。幕府の寺社行政としては、北野社務を門跡に一任しており当然の裁許である。そして能閑を関官処分にしたのは良恕であり、幕府の裁許は宮仕の敗訴を意味していた。不利な立場に立たされた宮仕は、幕府の裁許を不服としてさらなる動きを見せる。「宮仕中言上書案」⁸には、「今度松梅院と宮仕中と出入之儀、上様被聞召候て、竹門様次第と被 仰出候、然共、此儀者竹門様も松梅院と被成御同心、不謂儀二宮仕一臈の家を竹門様より理不尽二被成関所候故、今度之申分出来候事」と、幕府の裁許に対して良恕が禅意と同心して不当に能閑の家を関所にしたと反論している。

一方で宮仕は駿府に訴訟を上げると同時に、良恕への取り成しを南光坊天海に依頼している。宮仕の出納記録である『年行事帳』⁹ 慶長十八年五月二十一日・二十三日両条によれば、宮仕が天海へ見舞に訪れている事がわかる。さらに同年六月四日条からも、宮仕が継続的に天海と接触していることがわかる。時期から見て訴訟を有利にするためと思われる、天台僧、幕府関係者としての天海の立場に期待している事が明らかである。

る。

能閑の還住が実現したかどうか明確な史料はなく、元和二年に同様の争論が再発していることから、一旦沈静化したかそのまま持ち越された可能性が高い。¹⁰

二 元和二年の座配争論

再び争論が再発するのは元和二年（一六一六）である。「能閑覚書」¹¹によれば、

留

覚

能閑申分

一、今度從 御寺務様松梅院へ礼にまいり申候への旨被仰出候間、先御請申候事、

一、礼にまいり申二付而、座はいの儀非例無御座様、能々被成御吟味被 仰付候て被下候者、可忝奉存候、然者、我等罷直候時從 御寺務様御案文を被下候、則言上申候誓紙二モ社法二非例成儀候者、達而御理可申与仕候事付、大御所様之御前にて座はいのせんさく一切無之候事

一、御寺務様より座はいの儀少も御かまひ被成間敷之旨、去年南光坊より宮仕中へ慥二〇仰渡候処、只今御相違之段、何共不審存候事、右条々具被仰上候て可被下候、とかく年寄之儀候条、被加憐愍候様二奉頼存候、以上、

辰
元和二年
八月廿七日

能閑判

目代殿

とあり、良恕の命によって禅意のもとに参礼したが、良恕から座配の儀はお構いなしとの沙汰を得ている。去年天海から宮仕へも確かに仰せ渡

されたのに、今違っているのは不審である。とにかく能閑は年寄りでもあり、憐愍を加えられるようにと、昭世に申し出ている。駿府における裁許では門跡次第としながら、座配自体についての詮議が無かつたこと、元和元年（一六一五）の段階で良恕から座配についてお構いなしの沙汰を得ていた事が窺える。それを宮仕に伝達したのは天海であり、宮仕の意をうけて行動していた可能性を示唆している。しかし元和二年十二月一日、能閑は關所・關官に処される。同日条の『日記』によれば「竹内殿へ参、一札、又ハ能閑罪科ニいそぎ被仰付候而可然由申上」とあり、禅意が良恕に能閑を罪科に処すべき旨を言上している。先に述べた通り、北野社務は神事奉行である松梅院によつて掌握されていたにも関わらず、禅意が良恕に宮仕処分の下知を委ねているのは、慶長十八年（一六一三）六月の幕府による裁許が影響していると言えよう。禅意が良恕の意向を遵守しているのは、幕府の裁許自体は松梅院に有利であるものの、名目上北野社務が別当曼殊院次第である事を示している。これより良恕と禅意は強行に能閑の關所・關官を推し進めている。『日記』十二月十日条によれば、「即我等参、御たいめんにて、内々能閑儀此比筑紫都治左右衛門を以板倉伊賀守二被仰入候へは、如旧例之急度被仰付可然由被申条、只今面にてとくと御談合可有候、依よひに遣也と之御意也、即如旧例之御教書目代ニ只今可遣、いそぎケツシヨ有様ニ罷かへり申付よと被仰ル」とあり、能閑關所にあたり旧例に従い御教書を発給するように、板倉勝重が禅意に申し付けている。そして次の御教書が発給されて、能閑家は關所になつた。

能閑度々曲事之子細有之間、任旧例早可有罪科之旨、一社中可令相触給之趣被 仰出候也、恐々謹言、

元和二年
十二月十日 梅寿丸

花徳院光世
政所

御房

『日記』同日条によれば、同日七時には良恕より御教書が発給され、即日能閑は關所・關官されている。家は松梅院と目代が分割で取り上げ、能閑は京を追放された。この処置に対して、能閑は曼殊院門跡の西池長介に次のような言上をしている。

謹而言上 北野宮仕一老能閑

当年八月廿六日二從 御寺務様目代を御使にて松梅院へ我等二礼にまいり申候への旨被 仰出候間、則礼にまいり申候事御請申候て次ノ日以書付座拜之儀非例ニ無御座様二能々被成御吟味被仰付候様にと目代申上候処ニ、御取次の人無之旨目代被申候て書付を我等かたへ返し被申候間、院御所様ニ御座候三級を頼申、御寺務様へ座拜之儀御理申上候へ者、座拜の事ハ 御寺務様ニハ御かまひ被成間敷候間、あいてむかい分別次第二仕候へと殊南光坊僧正の前にて、九月七日ニ、三級被仰渡候間忝奉存、即 御寺務様へ御礼にめしつられ候て被下候へと申候へ者、それに不及、三級御請取被成候と被仰候キ、左様ニ御座候て九月九日ニ松梅院へ礼にまいり候て、松梅院座敷へ不被出、先に両人の以役者座はいの儀ハ如何可在候と相尋申候へ者、ゑんにぬ申候へと被申候間、左様ニハ在間敷事と申候へ者、然者、礼を請問敷と被申候間、無是非罷歸候、然所に、即日二又目代を被下候て、座はいの事御寺務様ハ御かまひ被成間敷との儀ハいかやうの人御取次にて被仰出候哉と御尋被成候間、院御所様の以三級申上候旨申候へ者、若三級無座拜候ハ、可為曲事と被仰捨候て、重而その御せんさくも不被成、当月十日ニ、何者曲事の無子細、關官ノ御教書を被成、そのうへ家をことごとく御こほち御とり候儀候、あまりにくく御なげかかしの御事二候、とかく三級中説を被仰候哉、又我等虚言を申上候哉、よく御せんさく可被成候、自然相不極候ハ、天下の於御奉行所ニ三級与我と兩人ニ鉄火被仰付、我等の私曲無御座候ハ、御赦免被成、又家をも如前々

無相違御立被成、返し被下候様ニ奉頼存候、以上、

元和二辰

拾二月十四日

能閑(花押)

北野御寺務様御内

西池長介殿へ

これによれば、元和二年八月二十六日に、良恕が松梅院迄参礼するよう宮仕に命じたため、座配の儀は非例である旨吟味していただきたく目代昭世を通じて良恕に申し出た所、取り次ぎの者がいないと書付を返された。そのため仙洞御所の中院三級に取り次ぎを依頼した。三級は九月七日に、座配の儀はお構いなし、禅意の分別次第と天海同座の席で仰せられた。そのため良恕へ参礼したいと言うと、三級が取り次いでおくと言ひ、その後九日に松梅院へ参礼した所、禅意は座敷に出ずに座配の儀について問いただした。その上別座を命じたので、不服としたところ、礼は請けられないと対面しなかつた。その日のうちに昭世が、誰による取り次ぎか問いただしたため、三級であると伝えたところ、もし三級が取り次いでいなければ曲事であるといい、その後満足な詮索もなく十二月十日、突如關官の御教書を出され、悉く家を關所された。三級が取り継がなかつたのか、宮仕の虚言かを詮索してほしい。もし決着がつかなければ、奉行所での三級と宮仕の直接対決も辞さないと言上している。宮仕は仙洞御所にあつて影響力を持っていた中院三級に良恕への取り次ぎを依頼している。良恕と後陽成院が誠仁親王(陽光院)を父とする兄弟であり、三級は良恕と近い関係であつた。加えてその場に天海が祇候している事も、他の諸記録から見ても不審ではない。しかしこの「能閑言上」の主張が事実ならば、三級が取り次いだ筈の宮仕の訴えは良恕に届いていない。良恕や三級が宮仕の訴えを退けたか、昭世が独断で宮仕を処断しようとした事が考えられる。一貫して宮仕は天海を頼り赦免の取りなしを依頼していたと思われる。禅意・禅昌宛の天海書状¹⁶によれば、

近世初期の北野社と南光坊天海

尚々、以来儀ハ、無如在様ニ随分可申付候間、其御心得尤候、以上、

昨日者、御出申承本望候、今日為御見廻罷越候間、臆而罷歸可申入

候、然者、能閑事竹門様御前可然様ニ御取成候て、我等留守中ニ御

礼被申上候様ニ尤候、則書状進候間、弥々御取成任入候、恐々謹言

十二月四日

南僧正

天海(花押)

徳勝院様

松梅院様

几下

とあり、天海が能閑赦免について禅意・禅昌、そして良恕に取りなしていることがわかる。年末詳であるが、功を奏している内容から元和三年以降であろうか。元和元年より天海はこの争論に介入しており、結果として能閑は赦免されている。それを示すのが岡本治部宛能閑書状¹⁷である。

今度 御寺務様へ南光坊僧正様被仰上候付而、我等之儀御赦免之段

忝存候、被加御憐愍候様、御取成奉頼候、於向後 御寺務様之御事

無沙汰仕間敷候、此旨偽申二付而天満天神之可蒙御罰候、仍起請文

如件、

卯月晦日

能閑(花押)

竹内御門跡様御内

岡本治部殿

能閑の赦免について、天海が良恕に取りなし、それが功を奏した事がわかる。能閑赦免後の元和三年以降のものであろう。慶長十七年から元和三年までもつれ込んだ座配争論は、座配の是非や格式よりも、能閑の關官・關所の赦免問題へと変化していった。北野社宮仕中宛天海書状¹⁸によれば、

以上、

今度竹門様申、一老能閑如前々直候、然者、松梅院は宮仕中座拜之

儀者、竹門に御構被成間敷旨被仰候間、追而可被相究候、先以還住珍重に候、此由残衆へも慥に可被申渡候事専用候、不宣、

六月十七日

南光坊僧正

天海（花押）

重而被相触事候、不宣、

七月廿九日

南光坊僧正

天海（花押）

北野宮仕中

能運

能金

能札

能存

能作

能松

北野宮仕中

能運

能金

能札

能存

能作

能松

とある。天海から宮仕中に対して座配の儀は追って究明するので、まず能閑が宮仕一臈に還住するべしとの沙汰が下ったと伝達されている。また同日の北野目代昭世宛天海書状^①には、

以上、

能閑家之儀、從 竹門疾二被返置候之由、堅被仰付候処、遅々如何無心元候、我等より其段心得候へ由承候間、申越候、今日中早々被相渡尤候、若又替儀候者、様子可被申候、以上、

山門南僧正

六月十七日

天（花押）

北野

目代参

として、闕所になった能閑の家を返還するよう良恕から命じられたのに、遅々として進まない事を指摘して、今日中にも返還するよう目代昭世に命じている。北野社宮仕中宛天海書状^②によれば、

以上、

如先書申遣候、從竹門一老能閑諸事無異儀候、各可成其意候、為其

とあり、再び宮仕に赦免還住の旨を伝達している。北野社において曼殊院門跡の意向を実行するのは目代だが、目代が宮仕赦免に積極的でないのは闕所により生ずる目代の利権などが考えられる。これら三点の書状はいずれも写しであるが、「還住」や「返却」との文言から、一度能閑が闕所された元和三年以降と推定される。

小結

能閑は天正十五年（一五八七）に宮仕参拝の件で、慶長八年（一六〇三）には宮仕弟子に関わる件で、松梅院とことごとく対立している。能閑が門跡の悪口を言ったとして処罰されそうになった事もあり、能閑と祠官・門跡間の関係は良好ではない。しかし能閑は宮仕中や北野社内に大きな影響力を持ち、宮仕の権利を主張する急先鋒として活動していた。さらに能閑は豊臣秀吉や浅野長政ともつながりがあった事や徳川家康に源氏物語と伊勢物語の切紙伝受をしたとも言われ、徳川秀忠上洛時には能閑家が宿坊になったとの先学の指摘もある。当時の宮仕中でも特異な人物であったと思われる、その後天海は北野社に関わった形跡が史料上見られ

ない。能閑が関わる故に、幕府の裁許とは別に内意をうけて調整役を勤めていた可能性もあるが、現段階では推測の域を出ない。いずれにせよ宮仕の主張では良恕が座配の件を不当に覆して断罪したと主張しており、事実であれば取りなした天海も面子を潰されたこととなる。少なくとも良恕と天海の間に隔意が生じた事は想像できる。

北野社の座配争論は、本来一貫して天台宗に有利な行動をとる天海が、当初の幕府の裁許や曼殊院門跡の意向を押さえてまで宮仕を擁護した特異な例として位置づけられる。

註

- (1) 竹内秀雄『天満宮』吉川弘文館 一九六八
- (2) 新井栄蔵「影印毘沙門堂蔵良恕親王附属天海大増正受古今伝授切紙一種」『国文学年 次別論文集近世』一九八二
- (3) 新井栄蔵「影印毘沙門堂蔵良恕親王附属天海大増正受古今伝授切紙一種」『国文学年 次別論文集近世』一九八二の中で、天海書状を挙げて、天海の北野社への介入が良恕との関係に影響している可能性があると指摘がなされている。また、社家の文事の見知から棚町知彌・橋本政宣編『社家文事の地域史』思文閣出版 二〇〇五で宮仕史料が紹介されている。
- (4) 『北野社家日記』第六 続群書類従完成会 一九七三。以下、『日記』は断らない限りこれによる。
- (5) 副島種経校訂『新訂本光国師日記』第二 続群書類従完成会 一九六七
- (6) 三月二十二日付、松梅院禅意宛里村昌琢書状（『北野天満宮史料』古文書所収 北野天満宮史料刊行会 一九七八）
- (7) 『史籍雑纂』第二 国書刊行会 一九一一
- (8) 『北野光乗坊文書』東京大学史料編纂所蔵
- (9) 『北野天満宮史料』宮仕記録 北野天満宮史料刊行会
- (10) この間の『日記』が確認できないため推測の域を出ないが、その他の関連史料にも表だつた争論の状況を示すものは見られない。慶長十九年は大坂の陣が勃発、元和元年四月には駿府において家康が死去している。その様な状況の中で、一度駿府で裁許された公事が再び御前に上ることはなかったようである。
- (11) 『北野光乗坊文書』東京大学史料編纂所蔵。棚町知彌・橋本政宣編『社家文事の地域史』思文閣出版 二〇〇五において、棚町氏が翻刻されている。ここでは「座配」を「座拜」としているが、座次と拜謁の両方についての争論であるから妥当な表現とも言えるが、一般的な表現に従い史料翻刻以外は「座配」で統一した。
- (12) 『北野光乗坊文書』東京大学史料編纂所蔵。棚町知彌・橋本政宣編『社家文事の地域史』思文閣出版 二〇〇五において、棚町氏が翻刻されているのは、同内容の別史料である。恐らく提出に先立つて案文として何点か作成されて、控えとして残つた物であろう。
- (13) 中院三級は前毘沙門堂門跡公蔵である。還俗して三級（三休）と名乗り、後陽成院の仙洞御所に伺候して「後陽成院洞中」と称された人物である。（岡田三津子「蓬左文庫『源平盛衰記』写本再考―書写者玄庵三級の検討を通して―」『軍記物語の窓』第三集 関西軍記物語研究会 二〇〇七、拙稿「近世初期天台宗門跡の一考察」『鴨台史学』第七号 二〇〇七）
- (14) 和歌や文芸、さらに朝儀復興等を通じて親交があつたのであろうが、前毘沙門堂門跡である三級が同じく天台門跡である曼殊院良恕と近い関係にあるのも自然であろう。
- (15) 『言緒卿記』『時慶卿記』等に、天海と三級が仙洞御所に入入りしている様子が確認できる。
- (16) 『北野天満宮史料』古文書 北野天満宮史料刊行会

- (17) 「北野光乗坊文書」 東京大学史料編纂所蔵
(18) 北野天満宮所蔵 (『慈眼大師全集 上』「慈眼大師文書纂」所収)
(19) 現蔵者不明 (『第四号 京都古書籍・古書画資料目録』二〇〇三掲
載写真版より翻刻)
(20) 北野天満宮所蔵 (『慈眼大師全集 上』「慈眼大師文書纂」所収)
(21) これら三点の天海書状はいずれも天海自筆とは考えにくい史料である。しかし宮仕に有利な二点が宮仕家ではなく北野天満宮に現存しており、天海の斡旋も事実である。恐らくは祠官家等社務方の控えであろうか。

中川仁喜氏 学位請求論文要旨（課程博士）

「近世天台宗の成立と展開」

天海は近世初期の天台僧である。比叡山、日光山を復興し、東叡山寛永寺を創建して関東天台宗の一大拠点とした。天海は江戸幕府、つまり徳川將軍家の帰依を受けてそれらの事業を成し遂げた。これまでの研究はその宗教政策面のみが大きく取り上げられ、天海の学僧としての一面はあまり語られてきていなかった。歴史学では政治史が中心となり、天海もその範疇において位置付けられた。天海について総合的に、もしくは幕府の宗教政策から扱った研究は多いが、天海の学識面は未開拓である。

そこで本論文第一章では、天海の学識を三山「天海蔵」の成立と典籍の内容から考察した。「天海蔵」とは天海が主に生前蒐集した典籍群である。現在は日光山輪王寺と叡山文庫に蔵されている。「天海蔵」についての先行研究は主に書誌学の分野である。そこで第一節「三山「天海蔵」の成立」では、天海個人の蔵書がいかんにして天台宗の一大蔵書「天海蔵」として成立したかを考察した。「天海蔵」は天海在世中の成立でなく、毘沙門堂公海が天海の寂後に分置した。また現在の通称とされる「天海蔵」について江戸期の使用例を確認した。「天海蔵」を考える上での基準といえる。次いで、典籍蒐集の手段について考察する。常陸国不動院や下野国宗光寺の奥書は、史料上初期の天海所持を示す。その後人脈や権限を利用して典籍を蒐集する。これは天海一個人に止まらず天台宗の一大事業でもある。対象は天台、法相、真言、禪、外典類等多方面に及ぶ。これには宇高や中川の論考に取り上げられるが、調査収集により情報は蓄積され、本論でも新史料による考察が加味される。後陽成院や中院通村、中原職忠等宮中、青蓮院尊純等宮門跡、徳川頼宣、板倉重宗の武家等、天海は人脈を駆使して典籍を蒐集した。天海が幕府の宗教政策にとって最重要人物であった事が有利に働いている。次に天海版一

切経を取り上げる。主に開版の理由について、願文の背景にあった世上の不安要素を指摘した。

第二章では、近世天台宗の成立過程を、門跡寺院と天海を軸に考察した。天海は幕政関与以前は常陸国不動院の一学僧であった。当時比叡山では堂舎再建、典籍蒐集、人材確保が急務であった。門跡は頻繁に経済的・人材的馳走を要請し、争乱で疲弊した地方寺院に大きな負担を強い事となる。その中で天海が門跡の持つ法流や権益を如何に捉えたかを考察する。妙法院宛の書状から、天台宗の中央と地方、僧侶の動き、政権交替による影響を考察した。その根幹にある中世の法流を踏まえて、天海が台密蓮華流による本末関係を構築しようとした事例を取り上げる。妙法院常胤の意図と、在地の天海等の実情と思惑を明らかにした。次に天海が北野社の公事に関与した例である。ここで曼殊院良恕と確執があったか、寛永八年に良恕が崇伝に斡旋を依頼するまで良恕は日光東照社の法会に招請されず、座主就任さえ困難であった。天海が門跡の進退に内々関与し得た事実を踏まえ、曼殊院への天海の影響力を考察した。天海と門跡寺院の関係を整理し、近世天台宗の形成を知る上での一助とした。

第三章では、天海が直接関与した毘沙門堂門跡を取り挙げる。毘沙門堂は室町期から近世初期にかけて法脈を保ち続けた数少ない脇門跡である。しかし具体的な寺院経営を示す中世記録・文書は極端に少ない。慶長十六年に天海は毘沙門堂室を後陽成天皇から預けられ、弟子の公海を門跡とした。結果毘沙門堂は、時代の変革によってその位置づけを大きく変化させる。加えて古来の朝廷権威による伝統的門跡と、近世に入り江戸幕府の庇護の元権威を確立した門跡との隔意も見られ、朝幕関係を考察する上で非常に重要な事例といえる。そこで、近世初期毘沙門堂門跡の衰退から再興までを整理し、当時の門跡とその相続に関わる諸問題を解明した。

一般的に近世天台宗は天海から始まると言われるが、その実態は詳ら

かでない。典籍蒐集、諸門跡の動向、毘沙門堂門跡の復興と事例こそ異なるものの、天台宗が中世から近世に変質していく過渡期を示す重要な事例であり、全てに天海が関与している事は、近世天台宗の再構築を解明する上で看過できない。

天海は天台宗の復興、再構築に迫られ、積極的に関与した。それが典籍蒐集、台密法流の整備・再構築、毘沙門堂復興という形で実現した。俯瞰するに、天海の姿勢は天正十八年史料上に顕れて、寛永二十年東叡山で寂する迄変わらない。状況に応じて臨機応変に対処するも、一貫して天台宗の整備・顕揚と東照権現の威光倍増の方向性を示す。天海にはそれをなし得る高度な政治能力と、深い知識教養があつた。それ故上方の門跡と独自の姿勢で臨め、朝廷・幕府に涉り重用されるに至つたと考えられる。